

調査報告

児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究
—社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に—櫻谷 眞理子ⁱ

施設職員によるアフターケア実践の現状と課題を明らかにすることを目的として、児童養護施設を退所した人と施設職員を対象に面接調査を行った。その結果、施設職員によるアフターケアとして、「日常的な生活支援」「生活問題の相談」「精神的な支え」「親子関係の再調整」「自分史の再構築」などを含む包括的な支援が求められていることが明らかになった。なお、自立生活を営むためには、「基本的な信頼感が獲得されていること」、「自ら判断して決定する力が育っていること」、「基本的な生活技術を身につけていること」が大切なことが把握できた。したがって、入所中からこのような力を育てることが大切だといえるが、さらに、退所後も連続的な支援が求められていることが明らかになった。

キーワード：児童養護，施設退所者，アフターケア（退所後の相談・援助），支援の継続性，基本的信頼感，自己決定，生活技術

I. はじめに

近年、貧困の拡大や児童虐待の増加¹⁾に伴い、児童養護施設²⁾で生活する子どもが増えている。人生の早い時期から健やかな成長・発達の危機にさらされてきた子どもたちも多いので、施設では安心・安全が保障される環境の中で、自尊心の回復が図られ、一人の子どもとしてのびやかに育つことを目指した生活支援が行われている。施設の制度や体制の整備が不十分で、職員への過重負担も生じているが、それにもかかわらず、職員たちは必死で、子どもたちを守り、育てようとしている。

しかし、子ども達を養育する期間は限られている。児童養護施設の対象年齢は1歳から18歳³⁾までと定められており、18歳になると子どもたちは、施設

を出て行かねばならない。まだ虐待による心の傷が癒えず、自立生活を送る自信が無かったとしても、高校卒業と同時に措置解除がなされてしまう。特例として、大学進学やその他、特別な理由がある場合は20歳になるまで措置延長が可能⁴⁾だが、実際にそうした措置がなされるケースは希である。もっとも過酷な例としては、高校受験に失敗した時点で、あるいは高校を中退した時点で、施設を出ていかざるをえない状況も見られる。

低学歴でしかも専門的スキルも身につけていない施設退所者の就職は年々厳しくなっており、非正規雇用で働く人も増えている。低賃金・長時間労働に加え、人間関係の葛藤、生活面での様々な悩みを抱え、仕事を続けることができなくなってしまう人もいる。仕事を失うと同時に住まいも失い、友人宅やインターネットカフェ等を転々としながら職探しをする人もいる。それもうまくいかず、終にはホームレスになるという深刻な事態も生じている。

i 立命館大学産業社会学部教授

施設を退所した人たちが、様々な困難に直面しており、生活が破綻する危険が高いことは、これまでも施設関係者の間では問題になっていた。もちろん、その解決策が模索されてきたが、長い間有効な対策が講じられてこなかった。しかし、こうした事態を看過できなくなり、1997年の児童福祉法の大幅な改正では、児童養護施設の目的に「自立を支援する」という文言が追加され⁵⁾、入所中から自立の力を養うことが重視されるようになる。さらに、2004年の改正では、退所者への相談・援助を行うことが明記された⁶⁾。

具体的な対策の一つとして、厚生労働省も2010年度から、「退所児童等アフターケア事業」を本格実施する方針を打ち出した。親や親族に頼ることができず、自分一人の力で生活しなければならない人たちへのセーフティネットの構築が漸く始まったといえよう。

まだ、その中身や方法は明らかにされていないが、今後の方向として、一つには施設におけるアフターケア体制の強化、二つには施設とは独立した相談機関の拡充、三つには当事者によるピアサポートやセルフヘルプグループ活動への支援を行うことなどが考えられる。そこで、筆者はまず施設によるアフターケアに注目して、その目的や方法の検討を行うことにした。今回は、施設退所者と職員を対象に、聞き取り調査を実施した。調査の時期は2012年6月から7月である。

施設退所者へのインタビューでは、どのようなことで困ったのか、どのような支援を必要としているのか自由に語ってもらった。さらに、施設での生活

についてもふりかえってもらった。一方、施設職員へのインタビューでは、実際にどのような支援を行っているのか把握するための聞き取りをした。本論では、この結果を踏まえながら、アフターケアのあり方について論じてみたい。

Ⅱ. 児童養護施設児童の実態

1) 入所理由にみる家庭の状況

児童養護施設は全国に589ヶ所あり、29,399人の子どもが暮らしている⁷⁾。入所理由として親の死亡、生死不明、遺棄等は少なくなっており、親がいない子どもはごく少数である。一方、親の疾病、精神疾患、養育能力の欠如、経済的困難、離婚などの理由が増えている。親から虐待を受けた経験がある子ども⁸⁾も多い。

このように、入所に至る理由は複雑化・重層化しており、家庭復帰に向けた調整は容易では無い現状が見られる。なお、平成22年度厚生労働省家庭福祉課調べによると、10年以上、施設で生活する児童の割合は13.3%である。入所児童のうち7人に1人が10年以上児童養護施設に在籍していることになる。

2) 施設退所後の行き先

平成23年度の施設退所後の行先⁹⁾(表1)を見ると、退所児童数5,670人のうち自立就職した児童は22%(1,272人)である。家庭復帰した子どもは57%、他の児童福祉施設(児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児施設など)への措置変更は12%である。非行などの問題行動が著しかったり、

表1 平成23年度施設退所児童の現況調査

(単位:人)

平成23年度退所児童							
解除							変更
家庭環境改善	養子縁組	自立就職	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
3,234	21	1,272	43	4	409	4,983	686

(出所:厚生労働省家庭福祉課調べ「社会的養護の現況に関する調査」)

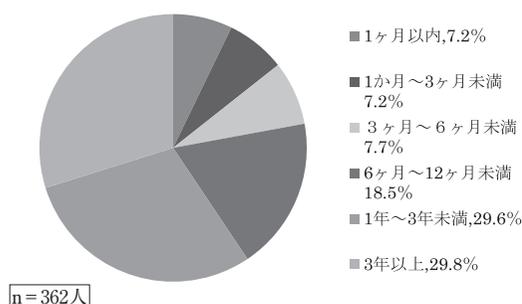


図1 退所後に就いた仕事の期間

出所：東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書（平成23年8月東京都福祉保健局）

虐待の影響による心的外傷後ストレス障害（PTSD）に対する治療的なケアを必要としたり、発達障害や知的障害など障害に配慮したケアが必要な場合は児童養護施設での対応が困難であったことがうかがえる。

なお、就職したとしても、短期間で仕事を辞める人が多い。2011年の東京都福祉保健局の調査（図1）を見ても、最初の職場を3年未満で辞めた人が約7割に達している。

3) 自立生活への不安

厚生労働省の調査¹⁰⁾を見ると、自立生活への自信が無い子どもが増えていることがうかがえる。ちなみに、1992年は36.6%、1998年は33.5%、2003年は31.5%、2009年は31.3%となっている。1992年の調査以来、自立生活への自信は減少傾向を示しており、2009年の調査で自立への自信があると答えた児童は、3人に1人にも満たなくなっている。この結果を見ても、子どもたちは施設退所後の生活に大きな不安を抱えていることがうかがえる。

齊藤（2008年）¹¹⁾が、全国の児童養護施設の施設長を対象に行った「社会的自立に必要な資質とその実現度」に関する調査（回答数：98施設、回収率：17.6%）でも、自立に必要な力が十分に育っていないことが指摘されている。①健康的な食事、②清潔な生活習慣、③挨拶、④コミュニケーション力、⑤

情報収集力（質問やインターネット検索など）、⑥社会規範や法律の遵守、⑦短期的な金銭管理、⑧長期的な金銭管理、⑨社会保険の加入・利用、⑩自己防衛（悪徳商法など）、⑪目標に向けて努力する主体性、⑫自分らしさを肯定する自尊心、⑬悩みを相談できる大人の存在、⑭負の感情のコントロール（怒りやストレスなど）のうち、特にコミュニケーション力、情報収集力、金銭管理能力、自分らしさを肯定する自尊心が育っていないことが示されている。

このように自立に必要な資質が十分に獲得されないまま退所しなければならない状況が見られる。実際に多くの困難が生じていることが各種の調査から読み取れる。例えば、東京都福祉保健局が行った調査（2011年）では、施設退所後に困ったこととして、①孤独感、孤立感、②金銭管理、③生活費、④職場での人間関係の割合（複数回答）が高いことが明らかにされている。

Ⅲ. アフターケアで大切な視点

最近の研究を概観すると、いくつか興味深い論点が見いだされる。高橋（2010）は、「アフターケア研究を通してみてきたことは、ひとつには十分に行き届いていないアフターケアの現況と、もうひとつには過去に受けた虐待トラウマが子どもたちに及ぼす影響の根深さである」と指摘している。さらに、「虐待環境で保護されて施設で適切な養育を受けても、完全な回復、虐待で受けた心の傷がなくなるといったことはないという事実を改めて感じた。子ども時代のトラウマは大人になって、就労においても、就学においても、生活全般においても全く考慮・配慮はされない。目に見えない精神的・身体的に大きな負担を背負いながら施設退所者たちは社会のなかでなんとか生きているのだ¹²⁾」と述べている。

入所中に、虐待による心の傷や喪失体験を抱えた子どもたちを癒やすための努力が懸命になされたとしても、完全に回復するまでには至らない。退所後

も、子ども時代の虐待体験は、彼らのその後の人生に様々な形で影響を及ぼし続ける。このことへの理解や洞察抜きに、支援はできないという指摘だと受け止めた。

次に、畠山は「児童養護施設退所児の『自立』は同年代で一般家庭から自立する子どもたちに比べて、はるかに不利である¹³⁾」と指摘している。一人立ちを始めた若者が、安定した生活を築くまでの日々は試行錯誤の連続である。しかし、危機的な状況に陥ったとしても、親の庇護や支援を受けることができる人たちは、生活を立て直すことができる。一方、誰からも支援を受けられない施設退所者は、たちまち衣食住にも事欠くことになってしまう。

さらに、庄司(2007)は、自立とは何か、どのような能力なのか問題にしている。「経済的自立」、「心理的自立」、「社会的生活自立」の三つに分けて論じており、まず、経済的自立に必要な能力とは、遅刻しない、挨拶する、分からないことは人に聞ける、失敗したら謝れる、人間関係のトラブルにある程度耐えられることだと述べている。次に心理的自立とは、「自分で考え、判断しながら生活を営み、困ったときには助けを求めることができること」だと述べている。社会的生活自立とは、「食事、洗濯、掃除など、日々の生活の営みを自分の力でなしとげられることだが、あらゆることに通じている必要はなく、困ったときに、どこへ行って、だれにたずねればよいか分かっていれば対応できる¹⁴⁾」と述べている。

ここで注目すべきは、困ったときには助けてと言えることが、自立生活を成り立たせる土台であるという捉え方である。さらに、「自立とは孤立ではなく、他者とのかかわりのなかで、多くの心理的ささえや具体的な援助を受けながら、生活を営むことと考えるならば、安定したアタッチメント(愛着、ボウルビイ)の形成や基本的信頼感の獲得(エリクソン)」が大切だと述べている。つまり、人への信頼感、自分への信頼感が獲得されているからこそ、困った時に助けを求めることができるのだと思われる。

筆者も、こうした視点を重視しながら、面接調査を行った。

IV. インタビュー調査の結果

2012年6月から7月、A施設の退所者及び施設職員を対象に聞き取りを行った。質問項目は定めず、どのようなことで困ったのか、どのような支援を必要としたのか自由に語ってもらった。

1. 語られた内容

1) 事例1

Aさん(30歳代女性、10歳から18歳まで8年間在園)高卒後は県外で働き始めたが、とても寂しかったので度々担当職員に電話をした。2年後、施設の近くに住む方が安心だと思い仕事を辞めて戻ってきた。アルバイトでしばらく生活していたが、その後正規雇用になった。4年後に結婚して、現在は子どもが1人いる。出産や子育てで自分の親を頼れないので、施設の職員に助けてもらった。最近、母親としての自分の体験を通して、親のことを考えてみることもある。私の母親は子どもを育てることは無理な人だったのだと今では思っている。母親とは連絡を取り合っているが、距離を置きながら付き合っている。
(退所後困ったこと)

- 身元保証人がいない
- 銀行や役所の手続きがわからない
- 来客にお茶を出すことなど、日常の作法がわからない。
- 料理は施設で経験していたが、野菜をお湯からゆでることは知らなかった。
- 病院の窓口でお金を払うことを知らなかった。
- 町内会費を払うことや、回覧板を回すことを知らなかった。

(施設生活で良かったこと)

- キャンプなどは自分達で話し合って計画していたので、仲間と協力する力がついた。
- 中学時代は、職員に何か言われると家族でもない

のにうるさいと思い、反発した。でも、話をよく聞いてくれるので、甘えることもできた。

- 中学生3年生の時、親が引き取りたいと言ってきたが、自分の意思で施設に残ることを選んだ。施設にいたから高校を卒業できたと思う。

2) 事例2

Bさん（30歳代、8歳から18歳まで10年間在園）

飲食店で働いている。施設の担当職員とは時々一緒にごはんを食べて、話を聞いてもらっている。母親とも連絡は取り合っている。

〈退所後困ったこと〉

- 何でも1人でやれる力がついていたので、特に困ることは無かった。
- 人におごることが好きなので、お金は貯まらない。

〈施設生活で良かったこと〉

- 何でも経験させてくれた、自由に過ごすことができたと思う。
- 洗濯、掃除、料理なども自分でやっていたので、1人暮らしに役立った。
- 小学生の時、電車に乗って他県まで行ったことがあるが、心細くなり園に連絡したら迎えに来てくれた。中学時代も無断外出を繰り返したが、職員は自分の帰りを待っていてくれた。
- 悪いことをしても見捨てず、受け止めてくれたから、今の自分があると思う。

3) 事例3

Cさん（30代、10歳から18歳まで8年間在園）

高校卒業後は一人暮らしをする予定だったが、ゲームで貯金を使い果たしてしまい、アパートを借りるお金が無くなった。そこで、施設の敷地内の建物に管理人という名目で住むことになった。お金を貯めて、1年後に施設を出た。現在は結婚して子どもが2人いる。

〈退所後困ったこと〉

- 自分で食事を作ったり、洗濯もしていたので、1人暮らしを始めても困らなかった。

- 父親になって、子どもの養育で悩むこともあるが、職員に相談にのってもらっている。

〈施設生活で良かったこと〉

- 虐待を受けて育ったため、人との関係を閉ざしていたが、みんなと一緒に野山をかけまわって遊ぶうちに、少しずつ自分を出せるようになっていった。体力や忍耐力も身についた。
- 勉強やスポーツをがんばっている子がいたので目標になった。その子に勝ちたいと思い努力することもできた。
- 高校生の時は、ゲームセンターで遊んだりして、バイト代を浪費したが、その経験から、計画的にお金を使えるようになった。

4) 職員へのインタビュー（1）

高校に通えない子どもでも、18歳までは施設でケアを続けている。それでも、自立が困難であると予想されるケースは、20歳まで措置延長している。子どもが成熟するのを待って、社会に出してやりたいと思う。

退所後も支援を必要とする人が増えている。出産時の世話や、退院後の家事援助を毎日2時間続けたケースもある。もちろん、アフターケアは仕事として位置づけられており、時間外手当も支給されている。しかし、気になるケースは、仕事帰りに立ち寄って様子を見たり、休日にボランティアで支援をすることもある。

5) 職員へのインタビュー（2）

アフターケアをしていると、入所中にもっとこうしてあげたらよかったと気付かされることも多い。例えば、施設にいるときおとなしいと思っていた子が、職員を気遣ってがまんしていたのだとわかったケースもある。退所者から、あのときこうしてほしかったと言われることもある。

入所中の自立支援では、困ったときは助けてと言える力を育てること、誰に助けてと言ったらよいか、人を見る力を育てることが大切だと思う。

施設を巣立っていった人たちが、大人になってから子ども時代のことをふりかえり、話せる場があることは必要だと思う。そのためにも、職員が辞めずに、働き続けられる職場にする必要がある。

6) 職員へのインタビュー (3)

知的障害があり自立生活が難しい人があるが、本人の希望でアパートを借りて1人暮らしを続けている。そこで、月に2回位訪問して、生活面での支援を行っている。通所施設の職員との連携も図っている。

作業所への週2回の送迎、通院時の付き添いを月1回行っているケースもある。定期的な支援を必要とする人が他にもいるので、職員も3人体制で対応している。

7) 職員へのインタビュー (4)

生活費が足りないなど、金銭的なことで困っているという相談も多い。ストレス発散なのか、給料をもらおうとぼっと使ってしまう、あるいは、人付き合いが良いため、人におごってしまう人もいる。家賃を滞納して、家を追い出される人もいる。住まい探しや引っ越しを手伝うこともある。

施設にいる時から、生活の維持に必要な仕事(ルーティンワーク)が苦にならなかった子は、退所しても掃除・洗濯など生活の基本がしっかりしており、くずれる心配が少ない。料理でもおやつやごちそうづくりではなく、煮物などが得意だった子は、少ない予算でのやりくりも上手である。

IV. 考察

1. 退所者の支援ニーズと施設職員に求められること

(1) 多様なニーズ

高橋(2012)がアフターケア相談所「ゆずりは」¹⁵⁾で行っている支援内容を見ても、自己破産手続き、生活保護の申請、中絶手術後の精神的ケア、就労支

援、不動産屋への同行、家賃の交渉など、支援ニーズが多岐に渡っていることがうかがえる。今回の調査でも、彼らが直面する生活問題は多様で、様々な支援ニーズがあることが把握できた。

筆者のインタビューに応じてくれた人たちは、自分で考えて、行動することができる、自立能力が高い人たちであった。仕事も続けており、生活も安定している。特に、困ることは無かったと答えているが、「回覧板を回す事を知らなかった」、「来客にお茶を出すことを知らなかった」といった話から、家庭で自然に身につけるような慣習や一般常識を習得する機会が施設では乏しいことがうかがえる。

一方、職員へのインタビューでは、借金、転職の相談、人間関係の悩み、妊娠、出産、育児など様々な支援ニーズがあることがうかがえた。特に、「金銭トラブルへの対応」、「家を借りる時の保証人」「家賃の滞納の精算」「引っ越しの手伝い」など、お金や住まいに関する相談も多いことがうかがえる。こうした問題を施設職員が抱えてしまうのではなく、経済的に困窮した時への緊急支援の制度や低家賃の住宅を提供できるような制度が整えられるべきだと思う。

なお、「作業所を休みがちな人を職員が車で送迎することもある」「精神科への通院につきそっている」といったことが話されたが、知的障害や精神疾患を抱え、自立生活が困難な人たちの生活を支えるための支援体制の充実も求められる。

(2) ありのままの自分を受け止めてくれる関係

今回の調査を通して、どんなことでも、職員が相談ののってくれるという信頼感・安心感が形成されている人は、退所後の生活が安定することがうかがえた。

東京都の調査でも、図2にみるように施設職員が支えになったと答えた人の割合が約6割(57.3%)もある。親や親族の支えが得られない人たちにとって、施設職員が精神的な支えになっていることがうかがえる結果である。

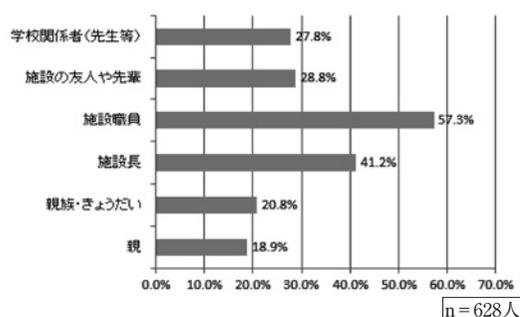


図2 施設退所に際して支えになっていた人

出所：東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書（平成23年8月東京都福祉保健局）

Aさんは今でも、同じ頃に出産した仲間と度々施設を訪ね、愚痴を聞いてもらったりしている。他にも相談機関はあるが、ここでしか話せないこともある。職員はどんなことでも受け止め、支えてくれると語る。

(3) 親子関係の再調整

伊藤（2012）は、『親子が仲良く暮らしていくための家族関係調整』としての支援ではなく、『親からこれ以上傷つけられないための支援』といった援助がアフターケアとして必要になってくる。¹⁶⁾と述べている。

したがって、施設を退所後、親のことを施設職員と話すことは重要な意味を持つ。親を客観視して、心理的距離を確立することにもつながる。親の人生に巻き込まれ、翻弄され続けるのではなく、独立した人生を歩み始めるためにも、親子関係の再調整を支援する必要があると思われる。

なお、親に虐待された理由がわからず苦しみ続けた人、会いに来てもらえないつらさ、さみしさをがまんし続けた人など、親への思いは複雑である。しかし、大人として自立するためには親との関係を見つめ直し、新しい関係を築いていくことが大切だと思われる。

(4) 自分史の再構築

庄司（2007）は、施設子どもたちは分離と喪失の体験を繰り返しており、そうした経験のために連続し、統一した自己像を形成するのが難しいことに留意しなければならないと述べている。さらに、「虐待した親との関係を含め、自分史を（施設職員など）信頼できる大人との間でつくっていく作業（ライフストーリー・ワーク）が必要となることもあろう¹⁷⁾」と述べている。

このように、家族との葛藤や混乱の中を生きて来た自分を見つめ直し、自分史を再構築する作業（ライフストーリー・ワーク）は精神的自立のために避けては通れない課題だといえよう。筆者がインタビューした人たちも、職員と話をすることが自分自身の生い立ちの整理につながっているという印象を受けた。

なお、伊藤（2012）は「アフターケアの一貫として、『帰省先としての施設』が重要視されている」と述べている。さらに、「退所者にとって、施設の部屋や建物、そこで働く職員、一緒に育って仲間たち、すべてが『懐かしいと思える対象・環境』『自分の人生の一部』であり、どれが欠けても寂しいものである。（中略）私たちがいう『実家』に近い感覚をもつ存在になるだろう。自分を担当した職員に対しても同様の感覚を抱くであろう。アフターケアとして具体的にいろいろな支援を提供するだけでなく、『そこに有り続けること』によってできる支援もあるということについて考えさせられた¹⁸⁾」と述べている。筆者がインタビューした人たちも、施設生活を自分の人生の一部として統合する心の作業がなされ続けていることがうかがえた。

これまでのことをまとめてみると、以下のようになる。

- ① 日常的な生活支援・生活問題への対応としては、家事・育児援助、通所支援、通院の付き添い、転職・転居の相談、引っ越しの支援、結婚の相談、離婚相談など、多種多様である。
- ② 担当職員との関係の継続が精神的安定につな

がっていることがうかがえる。

- ③ 親子関係を見つめ直し、適切な関係を維持するための支援も大切である。
- ④ 施設生活をふりかえることを通して、自分史の再構築を図ろうとしている。
- ⑤ 施設は実家のような存在になっており、同じ年代の友人と一緒に子どもを連れて施設に行き、交流を図る場にもなっている。
- ⑥ 職員にとっては、施設ケアを振り返る契機になる。

2. アフターケア実践の体制について

以上のように、施設職員によるアフターケアの意義、役割について見てきたが、実際に支援を行うためには体制の整備が必要である。借金や人間関係のトラブルなどを抱えた人への支援は、担当職員だけでは担いきれない。福祉サービスの活用や多機関との連携も必要とされる。こうした業務を担うためには、東京都のように専任の自立支援コーディネーター¹⁹⁾を配置することも考える必要があるだろう。

なお、どの子どもアフターケアを利用することができるよう体制を整え、退所後も電話をしたり、施設に相談してもよいことを子どもに伝えることが大切である。さらに、施設を退所した人たちが集まれるような機会を積極的に設けたり、仲間同士のつながりが深まるような活動を支援することも望まれる。アフターケアのための専用の部屋も必要だと思われる。

3. 施設を退所する時期について

今日の労働市場で18歳の若者が働く場は限られている。若年失業率は10%に達し、成人の労働者でも3人に1人は非正規雇用という厳しい時代に、18歳になったばかりの施設出身者が正規雇用される機会は減っている。

したがって、社会的自立のためのレディネス（準備体制）を整えるために、施設ケアをできるだけ長く続けることが望まれる。①法律で保障された18歳

まで、どの子どもも保護する体制を整える。②定時制や通信制の高校、職業訓練校など多様な学びの機会を保障する。③大学へ進学²⁰⁾したい子の希望をかなえるための支援策を講じる、④再措置²¹⁾や措置延長の制度の活用を積極的に図るなど。今の法律の範囲でできることを模索しつつ、児童福祉法の対象年齢を引きあげていくことも考えなければならない。もし、22歳までの措置延長が可能になれば、大学進学率も上昇すると思われる。

V. 終わりに

今回インタビューに応じてくださった人たちは、職員との信頼関係が形成されている方たちであったので、その意味では対象者の選択に偏りがあるが、アフターケアについて考えるうえで貴重な話を伺うことができたと思われる。

自分で問題を解決する能力が高い人達であったが、仕事や子育てに悩んだとき、安心して相談できる人がいることは、精神的な安定につながるとうかがえた。なお、大人になっても、出身家族にまつわる悩みや葛藤は無くなってはいない。自分と家族の歴史を振り返り、関係の再構築を図ろうとしている人もいた。こうしたプロセスに寄りそうことも、彼らと生活を共にした施設職員の役割だと思われる。

以上のことから、施設職員によるアフターケアとして、「日常的な生活支援」「生活問題へ対応・解決」「精神的な支え」「親子関係の再調整」「自分史の再構築」などを含む包括的な支援が期待されているといえる。

さらに、彼らの語りを通して、「基本的な信頼感が獲得されていること」、「自ら判断して決定する力が育っていること」、「基本的な生活技術を身につけていること」が大切なことが把握できた。入所中に①試行錯誤が許される体験②自分達で話し合い、行事などを決める体験③仲間関係を育むあそびを体験をしたことが、自立のベースになることもうかがえた。このことを通して、入所中からの自立支援がいい

かに大切であるか、改めて気付かされた。

なお、退所後のアフターケアは入所中からの連続²²⁾したものとして意識されなければならないと思われる。伊部（2008）も、入所中から退所後の生活の連続性と社会的つながりを重視しており、特に、「①トライ & エラー、行きつ戻りつの心身の発達を支える、②自尊感情の回復の機会、③友人やピア・グループ、セルフヘルプグループ等の多様なネットワーク形成」²³⁾に注目している。

このようなケアの連続性、自尊心の回復、当事者による支援など、興味深いテーマであるので、今後はこのような視点での研究を深めたいと思っている。施設を退所した人たちや施設職員を対象にアンケート調査も併用しながら、アフターケアの内容や方法論についての考察を深めていきたい。

〈付記〉

インタビューに応じてくださった退所者の皆様と職員の方々に深く感謝申しあげたい。

なお、プライバシーに配慮して、問題の本質を損なわない範囲で個人情報には変更を加えたことをお断りしておきたい。

注

- 1) 平成23年度に全国の児童相談所が受け付けた件数は66,807件で、前年度比11.5%増であった。
- 2) 児童福祉法第41条には「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」と定められている。
- 3) 児童福祉法第4条に規定されている。
- 4) 平成24年3月厚生労働省通知にも、「20歳に達するまで措置延長ができることから、子どもの最善の利益や発達状況をかんがみて、必要がある場合は18歳を超えても対応していくことが望ましい。

義務教育終了後、進学せず、又は高校中退で就労する者であっても、その高い養護性を考慮して、でき得る限り入所を継続していくことが必要である。入所時の年齢が高くなるほど、その養護性の問題は見逃されがちだが、親からの虐待を自ら訴える子どもの存在、高校進学したくても行けなかった子どもの存在など、年齢は高くなっていても児童養護施設の養育を必要としている子どもたちへの対応が求められている。」と書かれている。

- 5) 社会的養護の基本理念が「保護」から「自立支援」へと転換する契機となった。
- 6) 児童福祉法第41条（条文は注2を参照）。
- 7) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「福祉行政報告例」（平成24年3月末現在）
- 8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成21年度児童養護施設入所児童調査結果」によると、虐待経験有りが53.4%であった。
- 9) 厚生労働省家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）
- 10) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」（平成21年7月）
- 11) 斎藤嘉孝「児童養護施設退所者へのアフターケアの実践」西武文理大学研究紀要13、49-54、2008 pp.3-4
- 12) 高橋亜美「児童養護施設退所者のアフターケア支援の取り組み」2010年度一般研究助成最終報告書 p.22
- 13) 畠山由佳子（『児童養護施設の自立支援』関西学院
- 14) 庄司順一「社会的養護を必要とする子どもの自立支援」（高橋重宏監修『日本の子ども家庭福祉』明石書店、2007年、p.232-233
- 15) 社会福祉法人「子供の家」が運営主体になり、2011年4月に開所した相談機関である。筆者は2013年3月に訪問し、インタビューを行った。
- 16) 伊藤嘉余子「児童養護施設退所者のアフターケアに関する一考察」埼玉大学紀要 教育学部、61(1)、2012 p.149
- 17) 庄司順一「社会的援助を必要とする子どもの自立支援」、p.235
- 18) 伊藤嘉余子「児童養護退所者のアフターケアに関する一考察」 p.154

- 19) 2012年4月から東京都の施設には自立支援コーディネーターが配置された。
- 20) 短大・大学への進学率、2009年度の比較によると、一般53.9%に比べて、施設児童は12.3%となっている。
- 21) 平成24年3月厚生労働省通知にも、「児童養護施設から里親、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設などへの措置変更に際しては、そうした子どもが再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、養育の連続性の意味からも入所していた施設に再措置されることが望ましい。家庭復帰した場合も同様である。また、18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、十分なアフターケアとともに、必要な場合には再入所の措置がとられることが望ましい。」と書かれている。
- 22) 社会的養護におけるケアの局面
- ①アドミッションケア（一時保護所での面接、入所理由の説明、施設への受け入れ準備など入所に至るまでのケア）
 - ②インケア（施設入所中の生活支援・生活援助）
 - ③リービングケア（退所準備、退所に向けた援助、自立生活訓練など）
 - ④アフターケア（退所後の相談・援助）
- 23) 伊部恭子「児童養護施設退所者の生活支援に関する一考察」、社会福祉学部論集第4号、2008年、3月 p.142

Survey

Aftercare for People Leaving Children's care Home : Roles of children's care home staff members in supporting social independence

SAKURADANI Mariko ⁱ

Abstract : We performed an investigation by holding interviews with people who left children's care home and with children's care home staff members, aiming to clarify the ideal aftercare that should be provided by such staff members. As a result, it was found that comprehensive support including "daily livelihood support," "countermeasures/resolutions for daily troubles," "mental support," "adjustment of parent-child relationship" and "rebuilding of personal history" are required as aftercare to be provided by children's care home staff members. In addition, it was also revealed that "obtaining a basic feeling of trust," "development of the ability to make decisions" and "obtaining basic art of living" are important for leading an independent life. Based on these findings, we recognized the importance of starting preparation for social independence while staying in an children's care home, and continuous support after leaving.

Keywords : children's care home, people who left children's care home, aftercare, continuous support, basic feeling of trust, self-decision, basic art of living

ⁱ Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University